

海老名市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、教育委員会より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年7月2日

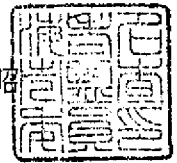
海老名市監査委員

雨宮 徳明



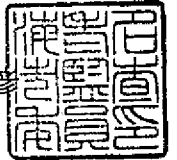
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

市川 敏彦



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 教育部 学び支援課
- 2 監査の実施日 平成31年2月22日
- 3 監査結果の公表日 平成31年3月5日(海老名市監査委員告示第3号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
海老名市立図書館条例施行規則第6条第1号では、指定管理の事業報告書の記載事項として、「当該年度の指定管理者及び従事する者の出勤状況を示す資料」と定めているところ、当該資料の提出がされていなかった。	出勤状況を示す資料を提出させた。今後については、図書館条例施行規則第6条第1号の順守のため、課等で再確認を行い、事務体制の強化を図ることとした。